

日時：令和6年11月26日（火）

会場：郡山市役所西庁舎5階 5-1-2会議室

【出席者】

地域包括支援センター運営協議会委員：阿部崇会長、野崎晶之委員、國分晴朗委員、柳内祐一委員、原寿夫副会長、阿部初江委員、若林由起子委員、川前範子委員、酒井泰彦委員

保健福祉部：堀田保健福祉部長、小松健康長寿課長、本田介護保険課長

地域包括ケア推進課：宗像課長、榮課長補佐、佐藤基幹包括支援係長、本田介護予防マネジメント係長、上杉主任、菅谷主査、安田主査、五十嵐主事

【傍聴者】なし

1 開会（進行 宗像課長補佐）

2 会長あいさつ

皆さん、月末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。来年はかねてから問題視されていた2025年問題の年になります。改めまして、団塊の世代が後期高齢者になって、超高齢化社会を迎えることで、医療や福祉や雇用に大きな問題が起きると言われてまいりました。私の周りでも予想された未来が顕在化されてきていまして、なかなか現実化されると非常に厳しいものがあるなと思っております。2025年問題を乗り越えるには、社会保障制度の見直し、多様な人材の確保、働きやすい職場の整備が早急に求められているというところであります。本日の議題は、まさに2025年問題だなと感じているところです。委員のみなさんには、活発にご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 地域包括支援センターの運営について **非公開**

(2) 地域包括支援センターの事業評価について

【質疑応答】

(川前委員)

事業評価の一本化のメリットを具体的にご説明願いたい。

(佐藤係長)

一つは、今まで別々に行っていた実施点検と事業評価を一本化することで、包括の負担の軽減につながる。また、事業評価を全国統一の指標で行うため、比較ができることにより運営の評価がしやすくなるということがメリットかと思われる。

承認

(3) 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

ア 常勤換算の運用について

イ 複数拠点の合算について

【質疑応答】ア

(若林委員)

常勤換算運用についての基本要件として、その他の郡山市地域包括運営協議会が必要と認める場合とあるが、具体的にどのような場面が想定されるか教えていただきたい。

(菅谷主査)

地域包括支援センターは専門職の配置について厳しく要件が定められているが、資格を持っているからといってすぐ出来るものでもなく、やはり経験が必要な業務が多い。センターの職員からも、その方が包括の業務ができるのか、適性があるのかというところを図りたい、もしくは人材育成をしていきたいという声がある。そういった場面で、人材育成としてまずは非常勤として配置し、経験を積んでから常勤として勤めていただくことを考えている、そのような場面でご意見をいただければと思う。

(若林委員)

そのような場合は、このような事案が出ているがどうかと、この運営協議会で事務局から提示があり、私たちがその判断をする場面があるということでしょうか。

(菅谷主査)

その通りです。

承認

【質疑応答】イ

なし

承認

(4) その他

意見等なし

4 報告事項

(1) 主任介護支援専門員に準ずる者について

(2) 地域包括支援センターの負担軽減について

ア 介護予防支援の指定対象拡大に係る地域包括支援センターの一定の関与について

イ 総合相談支援事業の一部委託について

【質疑応答】(1)

なし

【質疑応答】(2) ア

(野崎委員)

介護予防支援について、居宅協では、今までの仕事プラス予防もやることで手一杯になっている状態である

が、中には、包括を通さず直接契約できることについて肯定的な意見もあった。居宅協の中でも包括を助けるというイメージもあり、今後件数は増えていくかと思われる。

総合相談支援のアンケートは、私自身も資料にあったように業務負担が増えてしまうのではという不安の中で回答した。内容としては、居宅も地域包括支援センターが行っている総合相談支援の内容とほぼ同じ内容をごなしているので負担的には大きいと感じた。

(佐藤係長)

関係機関の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思う。よろしくをお願いします。

【質疑応答】(2)イ

(若林委員)

サービスの調整について、要支援と要介護の認定は入院等の状況で判定がいたりきたりすることが多々ある。利用者の立場から考えると、病院に行ってその度に包括か居宅かと変わる点は非常に煩雑だなと思っていた。指定居宅で要支援者を受け入れることで、経過を追いながら全てケアマネさんが見られるというのは、非常に有功なことだなと感じている。居宅としては、全体の業務量をどうやって調整していくかということについて、やり方であったり人員のことであったりいろいろあると思うが、一利用者からすれば非常に良いことだと日々感じている。

併せて、患者から「こういう場合はどこへ相談に行けば良いの？」と聞かれることがある。その場合、どのこの居宅が相談支援を行っているか、分かっているようで分からない。どういう相談をどこにするかという具体的な相談の内容もしっかり棲み分けをすることが必要だと思う。指定居宅で受けている相談と、地域包括で受けている相談が整理できていないと、地域の方がどこへ相談して良いのか煩雑になる。一部委託とあるが、どういう相談が総合相談支援というものなのか、しっかり棲み分けて、委託をするならする、ここはこういう相談をできる居宅です、というようにはっきりと言える形にしていかないと、委託を受けても居宅の中でも悩まれるのではと感じた。その辺りも含めて対応できればと思う。

(佐藤係長)

利用者の方の視点等を踏まえながら、進めていきたいと思う。

5 その他

意見等なし

6 閉会